

平成24年度税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃止 ・ 縮減 ）

No	4	府省庁名	経済産業省																				
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （軽油引取税）																						
見直し項目名	軽油引取税の免税措置（鉄鋼業）の廃止																						
見直し内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 鉄鋼業を営む者の製造工程における熱処理、燃鈍、加熱及び乾燥。</p> <p>・ 特例措置の内容 上記鉄鋼業の製造工程における熱処理、燃鈍、加熱及び乾燥において使用される軽油に係る軽油引取税に関し課税免除措置を廃止するもの。</p>																						
関係条文	<p>地方税法附則第12条の2の4第1項第5号 地方税法施行令附則第10条の2の2第6項</p>																						
増収見込額	911（911）（単位：百万円）																						
廃止又は縮減の理由	<p>利用企業数が僅少であるとともに、利用企業が軽油以外の燃料に代替する予定であるため、課税免除措置を廃止することとした。</p> <p>（参考） 税負担軽減措置の適用実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>使用者数</th> <th>使用数量</th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年度</td> <td>2件</td> <td>31,738KL</td> <td>10.2億円</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>2件</td> <td>28,252KL</td> <td>9.1億円</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>2件</td> <td>22,900KL</td> <td>7.4億円</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>2件</td> <td>28,181KL</td> <td>9.1億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（出典：日本鉄鋼連盟調べ）</p>				使用者数	使用数量	減収額	平成19年度	2件	31,738KL	10.2億円	平成20年度	2件	28,252KL	9.1億円	平成21年度	2件	22,900KL	7.4億円	平成22年度	2件	28,181KL	9.1億円
	使用者数	使用数量	減収額																				
平成19年度	2件	31,738KL	10.2億円																				
平成20年度	2件	28,252KL	9.1億円																				
平成21年度	2件	22,900KL	7.4億円																				
平成22年度	2件	28,181KL	9.1億円																				
担当者等（連絡先）																							